

第2次 明石市水産業振興計画

～豊かな海をいつまでも守り育むプラン～

(概要版)



明石市

1 趣旨

本市では、2011年に「明石市水産業振興計画」を策定し、各種施策を推進してきましたが、策定から10年以上が経過し、この間、海の栄養塩類の減少や地球温暖化による沿岸生態系の弱体化により、明石だこ等の水産資源の減少が顕著になってきています。さらに、従事者の高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の蔓延やウクライナ紛争の激化による燃料、資材費の高騰などの影響により、水産業を取り巻く環境の厳しさは継続しております。2022年11月には、本市を開催地として「第41回全国豊かな海づくり大会」が開催され、天皇、皇后両陛下ご臨席の下、美しく豊かな海の再生に取り組むことが決議されました。2023年3月には、明石市議会の提案により「明石市豊かな海づくり条例」が制定されております。

本市の水産業やそれを支える豊かな海は、地域が自然や文化と共生し、多面的な機能を十分発揮しながら先人から受け継がれてきた「たからもの」であり、本市の魅力を高める重要な要素となっていました。ところが、この10年間に漁獲量が大きく減少し、漁場の再生が求められるとともに、社会的にも、漁業法、瀬戸内海環境保全特別措置法などの関連法令の改正やコロナ禍による物流や消費の在り方など、水産業をめぐる環境は大きく変化しております。このようなことから、水産業を取り巻く環境の変化や本市の水産業が抱える課題などを踏まえ、関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画の改訂を行うものです。

2 計画期間

2024年度から2033年度の10年間

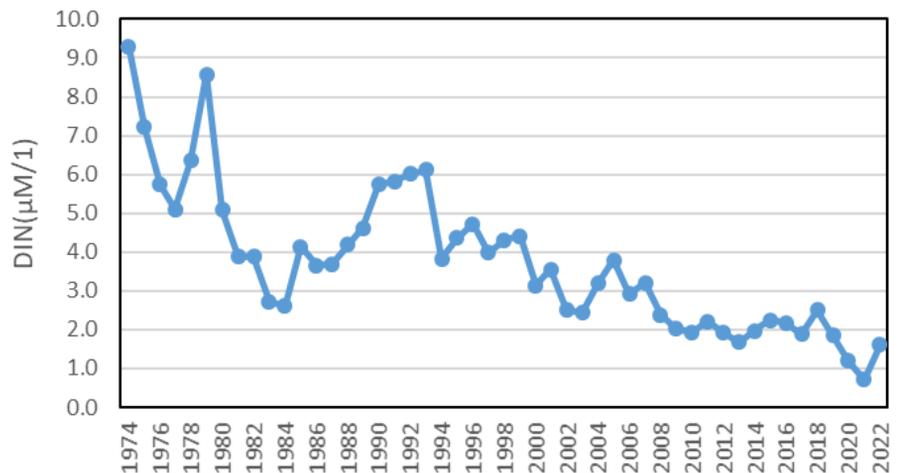
なお、この計画は、施策の進捗状況や明石市の水産業を巡る社会情勢等を踏まえ、計画期間内において必要に応じて随時見直しを行うこととします。



3 課題

(1) 地先海域の環境

溶存態無機窒素(DIN)濃度の動向を見ると、観測を開始した昭和48年以降、低下傾向が確認でき、かつての1/3以下の水準となっています。これは、植物プランクトンに与える影響がイカナゴやマダコの餌となる二枚貝他の水産資源にも及んでいることが示唆されています。

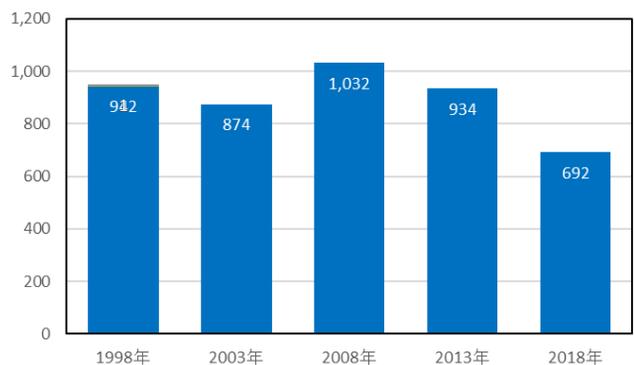


(2) 漁業就業者の動向

漁業就業者は、減少傾向が続き、2018年には692人と、1998年に比べて26.5%減少しました。（※2008年は1,032人と統計上の増加がみられるが、漁業センサスの調査方法に変更によるものであり、実質的には減少しているものと推測される）

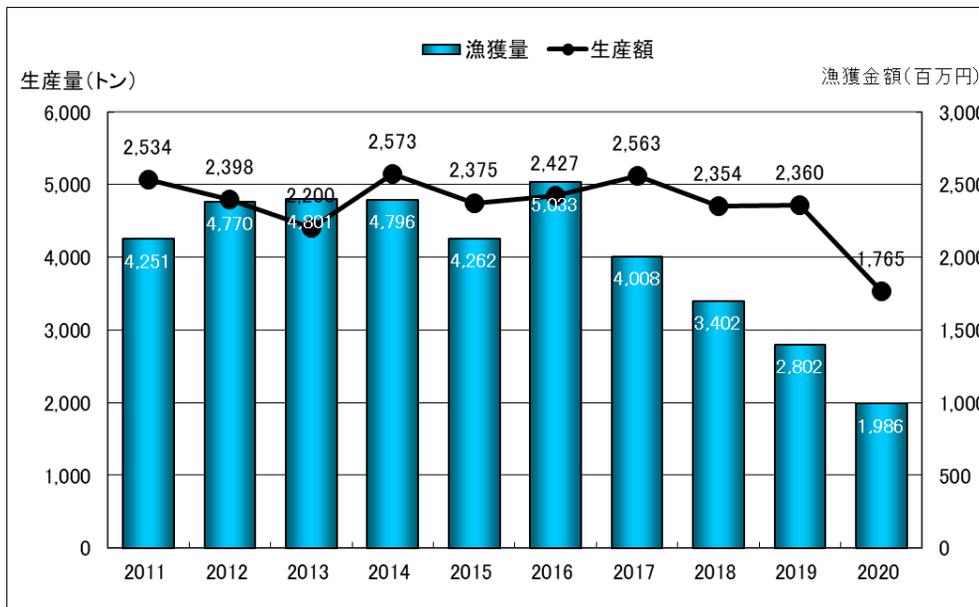
また漁業経営体数は、2018年の443で、1998年からの20年間で296経営体が減少しています。明石市の年齢階層別就業者構成を見ると、70歳以上の階層がやや増加しているものの60歳から69歳までの階層は減少しています。しかしながら、従事者の高齢化は徐々に進んでいくものと推測されます。

(経営体)



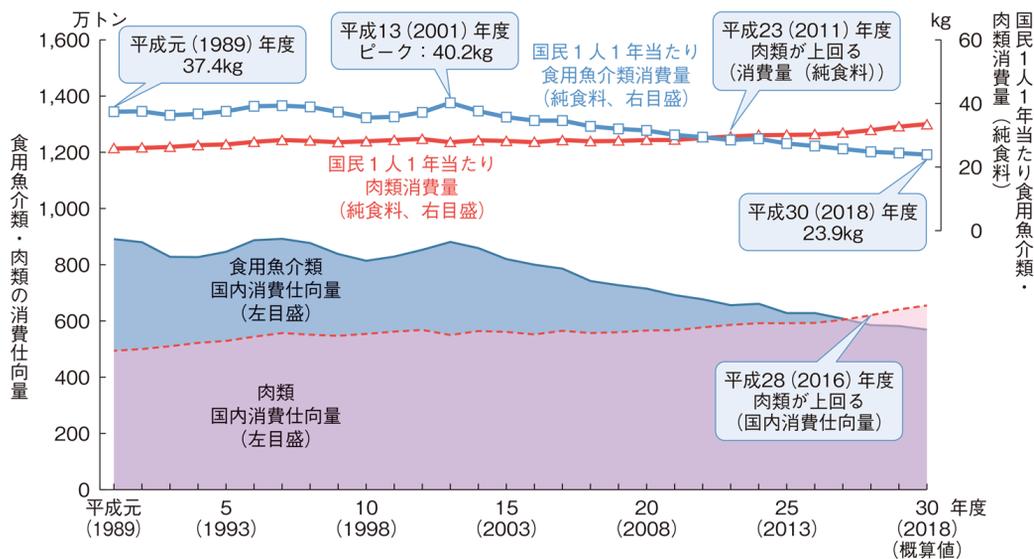
(3) 漁業生産動向

明石市の漁業生産量は約2,000トン～5,000トンと大きな年変動があります。生産量が2018年以降4,000トンを下回っているのは船びき網の漁獲量（特にイカナゴ）の減少が年変動に大きな影響を与えています。生産額は、2020年を除き、約22～25億円で推移しています。



(4) 「魚離れの現状」

我が国における魚介類の1人当たりの消費量は減少し続けています。「食料需給表」によれば、食用魚介類の1人1年当たりの消費量（純食料ベース）は、2001年度の40.2kgをピークに減少傾向にあり、2018年度には、23.9kgとなりました。これは、1960年頃とほぼ同じ水準です。また、生鮮魚介類の1世帯当たりの年間購入量も一貫して減少しています。



<基本政策 I>

豊かな海づくりと持続的漁業の確立

里山、水田、川、海の有機的つながりを考慮した流域全体での市民参加による沿岸域の環境・生態系保全を実現していく必要があります。「森は海の恋人」の喩どおり、漁業・養殖業にとって重要なのは、単に「水がきれいであること」ではなく、「生産力が適度に高く豊かな海」で、この観点からの沿岸域における栄養塩類のコントロールが求められています。

<事業内容>

(1) 下水処理場の栄養塩管理運転

排水基準と沿岸域の栄養塩環境の適正化のバランスを保ちながら、市内4つの下水処理場の管理運転により、栄養塩環境の適正化に努めます。

(2) ため池のかいぼりの推進

農業者と漁業者の協働により実施される、沿岸域の栄養塩環境にも有益な「かいぼり」活動を促進します。

(3) 種苗放流・バックフィッシュ運動

有用魚種の種苗放流、商品としての価値が低い小魚のリリース等、資源を増やす取り組みを促進します。

(4) 産卵用たこつぼの投入、子持ちだこの再放流

産卵用たこつぼを投入し産卵、育成場をつくるとともに、そのたこつぼの中で産卵したタコを捕獲した際には、再放流する取り組みも実施します。

(5) 資源維持型漁業の推進

研究機関等との連携のもと、沿岸域の資源量及び適正漁獲量を把握するとともに、遊漁船業者の資源管理、休漁期間や禁漁区の設定等による資源維持型漁業の確立を目指します。

(6) 魚礁・増殖場の維持・管理

鹿之瀬漁場開発事業等に漁場や増殖場等を新規造成し、造成された施設の維持・管理を支援することにより、効率的な漁業活動に寄与します。

(7) 施肥・藻場造成など漁場環境の改善

施肥事業や国の水産多面的機能発揮対策事業等に合わせて実施している藻場造成などを推進し漁場環境の改善を図ります。

(8) 漁業後継者等の研修支援

漁業後継者の研修活動を支援し、次代の水産業を担う意欲ある人材を育てます。

(9) 設備近代化のための支援

漁船や漁業設備の老朽化により生産効率の低い漁業経営体に対し、漁船および漁業設備等の近代化を支援します。

(10) 大型機械や冷蔵施設等の導入支援

経費削減対策として、省エネ効果の高い大型ノリ自動乾燥機や冷蔵施設等の導入などを支援します。

(11) 低コスト操業の推進

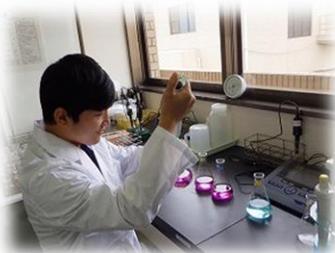
過剰な設備投資を抑制するとともに、漁船の減速等による燃料消費量の削減を促進し、漁業コストの削減による漁業経営の改善を図ります。

(12) 漁業共済・漁船保険の加入支援

漁業共済、漁船保険への加入や加入内容の充実化を推進し、漁業者収入の不安定性の解消に努めます。

(13) 漁協間の連携強化による事業の効率化

漁協間の事業連携の強化を促し、日常業務の効率化による漁協経費の削減と漁協収入の安定化を図ります。



<基本政策Ⅱ>

消費者視点による明石ブランドづくり

地域団体商標登録されている「明石鯛」や「明石だこ」、「明石のり」をはじめ、明石産の水産物はブランド力があり、消費者の高い評価を得ています。明石海峡が生み出す漁場環境が優れていることや、明石の魚介類の多くが活魚として出荷されることがこうした高い評価をもたらしています。しかし、一方で一部の流通関係者からは品質のバラツキも指摘されています。

安全で安心な高品質の明石産の水産物を供給することはもちろん、産地イメージを高め、産地価格を向上するため、生産者、流通業者、小売業者の連携により、明石ブランドを管理する仕組みを構築し、信頼される産地ブランドづくりを目指します。

<事業内容>

(14) 漁獲物の品質管理の徹底

安心・安全かつ高品質な水産物を出荷することにより、信頼されるブランドづくりを目指します。

(15) 市場機能の合理化・効率化

市場機能の合理化・効率化を図るため、漁協間の連携等による共同出荷を検討します。

(16) 「魚のまち明石」を活かしたまちづくり

明石産水産物の特徴の把握、ブランド力の強化に向けた研究を推進します。また、ブランドのPR活動を進めるとともに、徹底したブランド管理によるブランド価値の維持・向上を目指します。

(17) 蓄積された技術を活かした加工の推進

開きサンマやボイルタコ等で培われた水産物の加工技術を活かし、低利用魚・未利用魚等を原料とする新たな水産加工品を開発、普及する取り組みを支援します。

(18) 地場産品の普及イベントの取り組み支援

夏に旬を迎える明石だこ、冬に旬を迎える明石のりに親しみと愛着を持ってもらい、消費を喚起するため、漁業者、商業者団体、小学校などが連携し、加工品販売や直販等、地産地消の取り組みを推進し、市民の購入及び消費の場の拡充を目指します。



<基本政策Ⅲ>

「魚のまち」明石のプライド育成

魚介類の販売力を高めるためには、「イカナゴのくぎ煮」の例のように、農商工連携等を通じた新たな需要の創出や、かつて存在していたタコ飯やベラの南蛮漬けなど明石に受け継がれる伝統料理のPRと需要の復活が重要です。また、こうした地道な活動により、「魚離れ」に歯止めをかけ、「魚のまち」明石ならではの魚食文化の再生・定着を目指します。

<事業内容>

(19) 魚食文化の継承と創出

「魚のまち」明石市の地域に根付く優れた魚食文化を次世代に継承するため、タコ飯等の明石ならではの魚食文化の創出と継承を推進します。



(20) 食育活動の推進

若年世代の水産物消費の拡大を図るには、幼少期から水産物に親しむことが重要であることから、学校園等において魚や料理に接する機会を創出する取り組みを推進します。

(21) 漁業関連体験プログラムの実施

地域の産業・文化の理解、漁業への関心を深めるため、地元小・中学生を対象に、漁業体験、市場見学等を実施し、明石が誇る魚への愛着心を刺激する教育プログラムを推進します。

(22) 消費者ニーズにあった魚食普及支援

消費者ニーズにマッチした調理方法の提案や商品開発を行う等、現代のライフスタイルにあった魚食普及を推進します。



(23) 海岸清掃活動支援

海岸や港内に漂着するゴミを漁業者や市民が回収し、美しい海を維持する活動を支援します。

(24) 浮遊ゴミ・海底ゴミの回収支援

漁業者が操業中に引き揚げた疑似餌や、養殖施設に絡まったゴミを回収するシステムを構築し、漁場環境の改善に対する取り組みを支援します。

(25) 漁業廃棄物の減量化

漁具や漁業資材の再利用を促進し、漁業廃棄物の減量化を図ります。

(26) 海面の利用調整

漁協所属の遊漁業者の組織化を図り、市漁連や漁業調整委員会との連携のもと海面の利用調整、トラブルの解消に努めます。



(27) 漁港施設の監視・管理

漁港施設内への廃棄物の不法投棄等を防止するための監視体制づくりを推進するとともに、漁港利用者に対するモラル等の啓発活動を強化します。

計画の推進と見直し

本計画が着実に実施され、目的が十分に達成されるよう計画推進については以下の考え方を基本とします。計画に関係する漁業者をはじめとする漁業者団体、市民、関連事業者、行政など各主体が各役割を認識して取り組むとともに、既存の関連団体等は、情報を共有し相互に連携を図ります。また、定期的に計画の進行状況を関係者間で、確認・評価しあいながら、基本理念である「豊かな海を守り育み活かす持続可能な水産業」を実現するために、市民からの意見にも耳を傾けます。

(1) 計画の推進体制

計画推進について、主たる関係主体が情報を共有し、進行状況を確認・評価した上で、着実に取り組んでいきます。推進体制は、市が中心となり、兵庫県や漁協、県漁連などの関連団体と相互に連携しながら、一丸となって計画の実現を目指します。また、市内部においても、「豊かな海づくり条例」に基づき、農水産課はもちろんのこと、関係各課とも方向性を共有し、より効率的・効果的な施策の実施に努めます。

(2) 進行管理

計画の着実な進捗をはかるため、市が中心となり、10年間の計画期間を通してPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルによる進行管理を行います。進行管理については、施策の必要性と財政負担を勘案し、必要に応じて、施策の進行を点検、管理します。また、長期総合計画をはじめとする市の各種行政計画や国・県の関連計画・ビジョンとの整合性も図っていくこととします。

(3) 計画の見直し

計画の進捗状況に加えて、周辺環境の変化や国の政策動向などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。また、計画の見直しを行うにあたっては、漁業関係者をはじめ、関係機関、市民からの意見も踏まえながら行うこととします。